



沖縄地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者の推薦に関する公示

沖縄労働局一般公示第25—47号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項の規定に基づき、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金、沖縄県糖類製造業最低賃金、沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金、沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、沖縄県の区域内で畜産食料品製造業、糖類製造業、清涼飲料製造業又は酒類製造業、新聞業、各種商品小売業若しくは自動車（新車）小売業を営む使用者又はこれらに使用される労働者（これらの団体を含む）は、下記「沖縄地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成25年8月28日

沖縄労働局長 谷 直樹

## 記

### 沖縄地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦資格者

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、沖縄県の区域内で畜産食料品製造業、糖類製造業、清涼飲料製造業又は酒類製造業、新聞業、各種商品小売業若しくは自動車(新車)小売業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、沖縄県の区域内で畜産食料品製造業、糖類製造業、清涼飲料製造業又は酒類製造業、新聞業、各種商品小売業若しくは自動車(新車)小売業を営む使用者又はその団体であること。

#### 2 候補資格者

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推薦手続

##### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

##### (2) 推薦締切期日

平成25年9月9日

##### (3) 推薦書の提出先

沖縄労働局 労働基準部 賃金室

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階)